

犯罪被害者等施策の抜本的強化を求める提言

本議連は、犯罪被害者等基本法の成立から20年という節目を迎え、これまでの犯罪被害者等施策を振り返って検証するとともに、更に取り組むべき事項を整理し、その実現を図るために活動を開始した。

これまで犯罪被害者等基本法の下で、四次にわたり犯罪被害者等基本計画が策定され、各種施策が進められてきたが、今なお経済的に困窮して苦しみ、また、シームレスなサポートを受けられずに孤独・孤立に苦しむ犯罪被害者等の切実な声が届いている。

国民の誰もが突如として犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者等となり得ることに照らし、改めて犯罪被害者等の声に十分に耳を傾け、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、政府与党が一体となって以下の取組を進めることを求めるものである。

[提言事項]

1 犯罪被害者等に対する補償・経済的支援の抜本的強化

生命又は身体に対する重篤な被害を受けた犯罪被害者等の多くは、加害者による損害賠償を期待することができない現実を踏まえ、その重大な被害と損害を回復・軽減する真に実効的な仕組みを、諸外国の制度も参考にしつつ、必要な財源とともに、抜本的に検討し、実現すること

2 各種の支援の在り方や運用の改善

犯罪被害者等が置かれる苛酷な精神的・身体的・経済的状况を前提に、負担なく、そのニーズに応じ、必要とする多様な支援を、地域による不均衡なく受け取ることができるようにするため、公費負担の充実や地方公共団体や関係機関等との連携強化など、各種の支援の在り方や運用について改善を図ること

3 中長期的かつ一元的な相談・支援体制の構築

犯罪被害者等が社会において孤独に陥り、孤立しやすい存在であることを踏まえ、地方公共団体や関係機関等とも連携し、常に味方となって寄り添い、必要な支援につなげることができるようにするための中長期的かつ一元的な相談・支援体制を構築すること